

### 収集運搬業許可内容

許可地域	許可の種類	許可番号	有効期限	事業の範囲
大阪府	特別管理産業廃棄物	第02750000558号	令和11年10月20日	汚泥、廃油、廃酸、廃珪酸、感染性産業廃棄物
	産業廃棄物	第02700000558号	令和11年10月20日	汚泥、廃油、廃酸、廃珪酸、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、石綿含有産業廃棄物を除く、水銀使用製品産業廃棄物を含む、水銀含有ばいじん等を除く
和歌山県	特別管理産業廃棄物	第03050000558号	令和10年3月30日	感染性産業廃棄物
	産業廃棄物	—	—	—
兵庫県	特別管理産業廃棄物	第02853000558号	令和10年6月29日	感染性産業廃棄物
	産業廃棄物	—	—	—
奈良県	特別管理産業廃棄物	第02950000558号	令和13年2月1日	汚泥、廃油、廃酸、廃珪酸、感染性産業廃棄物
	産業廃棄物	—	—	—
三重県	特別管理産業廃棄物	第02450000558号	令和12年5月21日	特定有害汚泥、引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃珪酸、感染性産業廃棄物
	産業廃棄物	第02400000558号	令和12年5月21日	汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物を除く

\*いずれも積替え・保管を含まない

令和6年9月1日 作成

許可番号 第02750000558号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

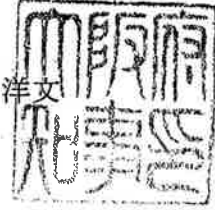
住 所 大阪市住之江区平林南一丁目4番52号

氏 名 大阪廃棄物処理株式会社  
代表取締役 木下 永績



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和4年10月21日

許可の有効年月日 令和11年10月20日

### 1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

- 1 汚泥
  - 2 廃油
  - 3 廃酸
  - 4 廃アルカリ
  - 5 感染性産業廃棄物
- 以上5種類

### 2. 許可の条件

なし

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成15年10月21日 当初許可  
令和4年10月17日 更新許可  
令和4年10月17日 優良認定

令和6年7月9日 書換交付

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

許可番号 第02700000558号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪市住之江区平林南一丁目4番52号

氏 名 大阪廃棄物処理株式会社  
代表取締役 木下 永績



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和4年10月21日

許可の有効年月日 令和11年10月20日

### 1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 汚泥
- 2 廃油
- 3 廃酸
- 4 廃アルカリ
- 5 廃プラスチック類
- 6 ゴムくず
- 7 金属くず
- 8 ガラスくず

石綿含有産業廃棄物を除く

水銀使用製品産業廃棄物を含む 水銀含有ばいじん等を除く

以上8種類

### 2. 許可の条件

なし

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成15年10月21日 当初許可

令和6年7月9日 書換交付

令和4年10月17日 更新許可

令和4年10月17日 優良認定

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市住之江区平林南一丁目4番52号

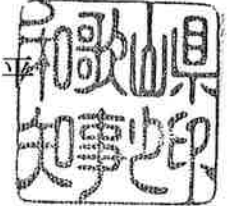
名 称 大阪廃棄物処理株式会社

代表取締役 木下 永績



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 岸 本周 平



許 可 の 年 月 日 令和 3年 3月31日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和10年 3月30日

1. 事業の範囲

取扱特別管理産業廃棄物の種類

1) 感染性産業廃棄物

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設

なし

3. 許可の条件

なし

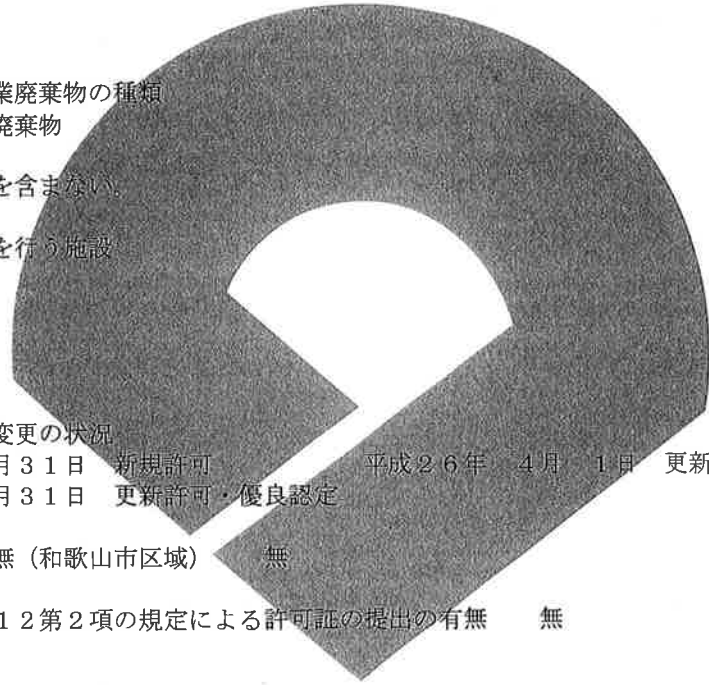
4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年 3月31日 新規許可 平成26年 4月 1日 更新許可・優良認定

令和 3年 3月31日 更新許可・優良認定

5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無





複写厳禁

許可番号 第 02853000558 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 大阪市住之江区平林南一丁目4番52号

氏名 大阪廃棄物処理株式会社  
代表取締役 木下 永績

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤元彦



許可の年月日 令和3年6月30日

許可の有効年月日 令和10年6月29日

1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)  
取扱特別管理産業廃棄物の種類  
1.感染性産業廃棄物

以上1種類

2. 許可の条件

当該特別管理産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成21年6月30日 新規許可  
平成26年6月30日 更新許可(優良認定)  
令和3年6月30日 更新許可(優良認定)

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無  
令和6年8月5日 書換交付申請により書換え

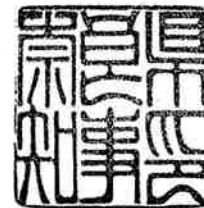
## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府大阪市住之江区平林南一丁目4番52号

氏名 大阪廃棄物処理株式会社  
代表取締役 木下 永績

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山下 真



許可の年月日 令和 6年 2月 2日

許可の有効年月日 令和 13年 2月 1日

## 1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物 以上5種類

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

## 3. 許可の条件

該当なし

## 4. 許可の更新または変更の状況

平成24年	2月 2日	新規許可、
平成24年	6月15日	変更届(代表者)、
平成29年	2月 2日	更新許可、
平成29年	2月17日	優良基準適合、
平成30年	6月21日	変更届(代表者)、
令和 6年	2月 2日	更新許可、
令和 6年	7月29日	変更届(代表者)

## 5. 積替え許可の有無 無

## 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

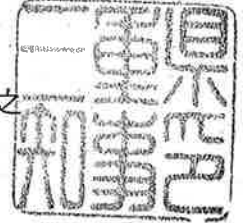
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪市住之江区平林南一丁目4番52号  
氏名 大阪廃棄物処理株式会社  
代表取締役 木下 永績

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和5年6月1日  
許可の有効年月日 令和12年5月21日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特定有害汚泥(鉛又はその化合物、六価加化合物を含むものに限る。)、引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物 以上6種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年 5月22日 新規許可

令和 6年 7月26日 代表者の変更届による書換

5. 積替え許可の有無 無

市名

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

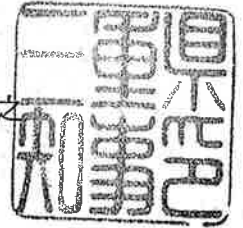
複写厳禁

住所 大阪市住之江区平林南一丁目4番52号  
氏名 大阪廃棄物処理株式会社  
代表取締役 木下 永績



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 5年 6月 1日  
許可の有効年月日 令和12年 5月21日

## 1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、  
金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上4種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去  
に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年 5月22日 新規許可

令和 6年 7月26日 代表者の変更届による書換

## 5. 積替え許可の有無

無

市名

—

許可番号

—

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有